

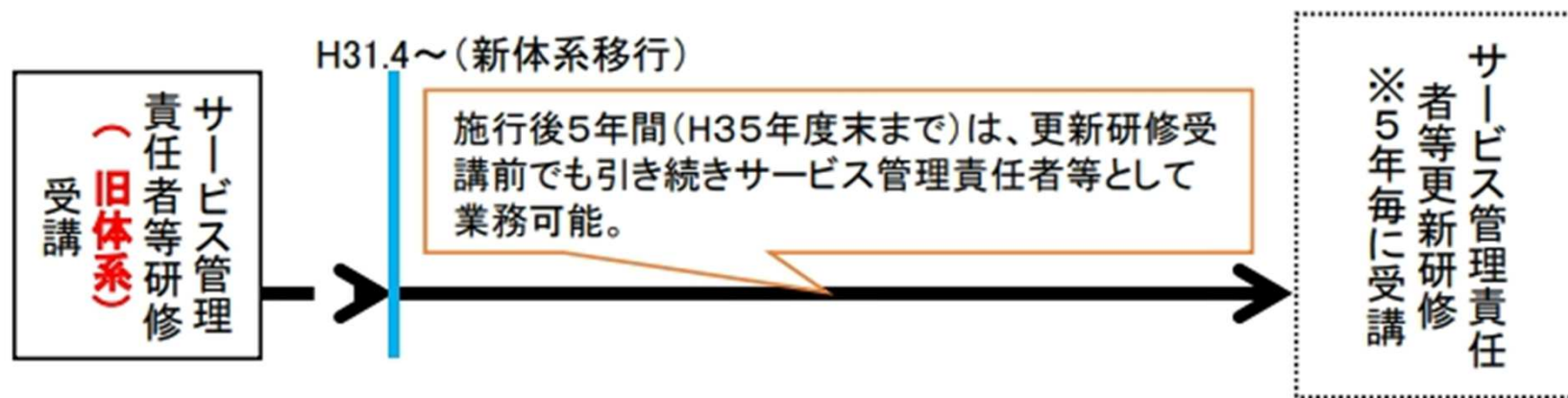
サービス管理責任者等研修制度 に係る経過措置について



経過措置①

平成 30 年度までに
旧体系研修受講済みの者について

- ▶ 旧体系研修を受講済みの場合、
令和 5 年度末までは更新研修受講修了前でも
引き続きサービス管理責任者として業務可能です。



経過措置①

平成 30 年度までに
旧体系研修受講済みの者について

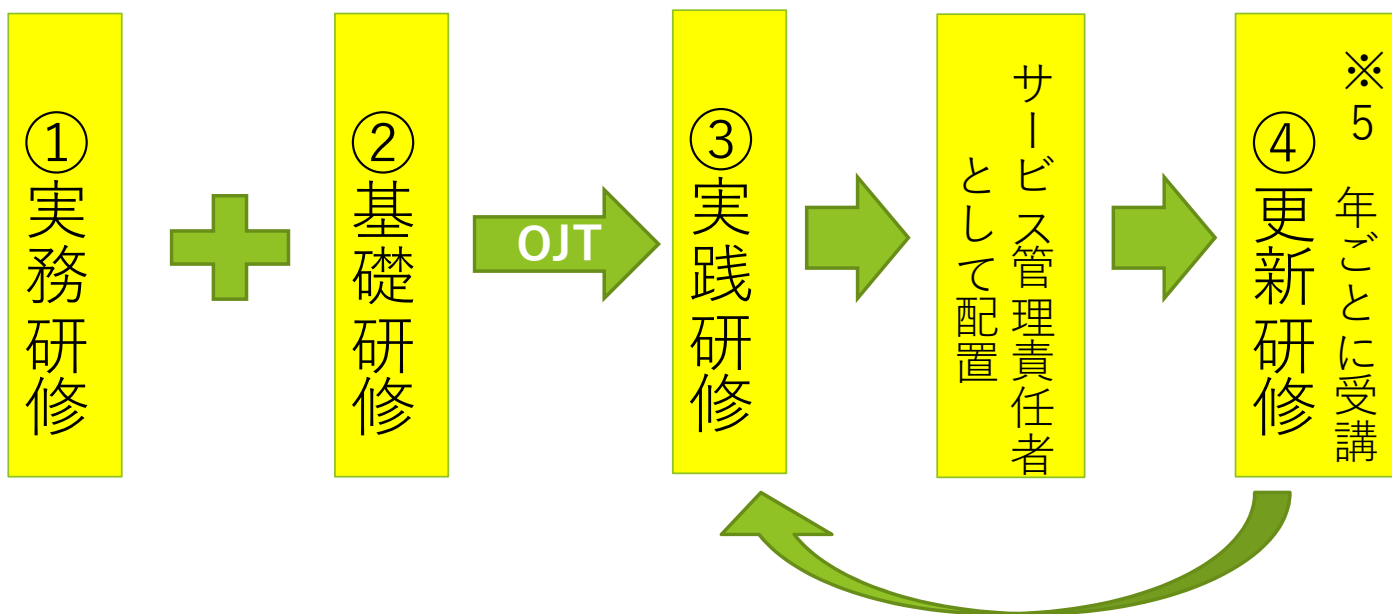
ただし、

令和 5 年度中に更新研修の受講を完了できない場合、
サービス管理責任者として配置できなくなります。

更新研修の受講時期について、今一度ご確認ください！



注意 再びサービス管理責任者として配置するには、
実践研修から受講し直す必要があります。



経過措置②

基礎研修受講時点で
実務要件を満たしている者について

- ▶ 実務要件を満たしている場合は、**基礎研修受講後 3 年間**は、
実践研修を未修了でも、サービス管理責任者とみなされます。

<要件>

- ▶ **R 1 ~ R 3 年度 (R4.3.31まで)** の基礎研修受講者であること
- ▶ **基礎研修修了前**に実務要件を満たす者



経過措置②

基礎研修受講時点で
実務要件を満たしている者について

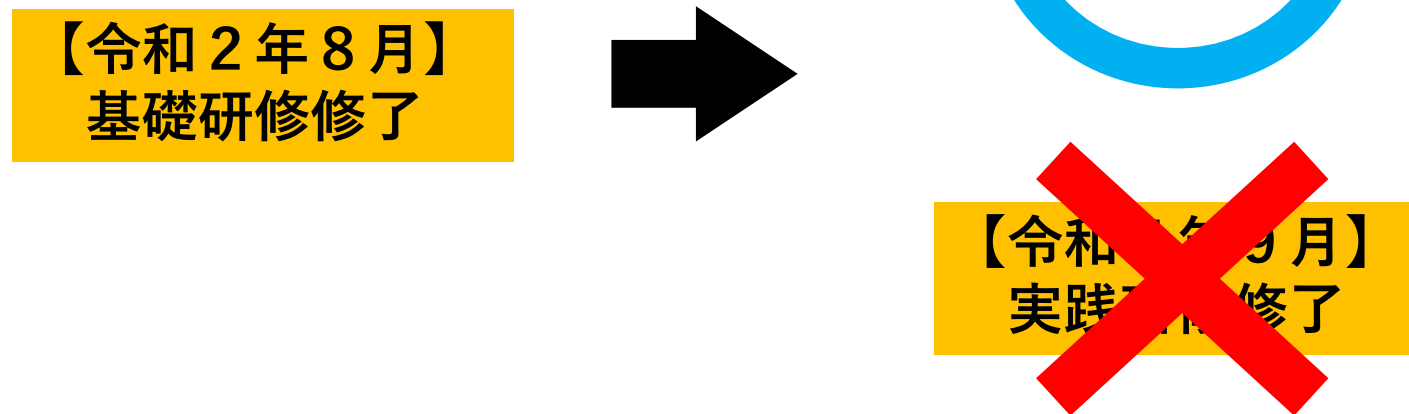
実務要件を満たしていたとしても、基礎研修修了後
3年を経過するまでの間に、**実践研修を修了**できな
い場合は、サービス管理責任者として配置できませ
ん。

基礎研修修了月から3年経過する前に実践研修の修了を！



経過措置②についての注意事項

- ▶ 基礎研修受講後3年間は、研修修了月からカウントされます。
- ▶ 年度単位ではありません。



この動画は以上になります。
ご視聴ありがとうございました。

